

dX 電子カタログサービス利用規約

第1条（規約の適用）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX 電子カタログ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX 電子カタログ」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお契約者は本サービスを利用する利用者が本規約に違反しないよう管理監督しなければならないものとします。当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第2条（サービスの定義）

本サービスは、当社が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器（以下、「サーバー」という）の全部あるいは記憶装置のデータ領域と、電子ブック作成アプリケーション（以下、「本システム」という）を組み合わせ、電子ブックの作成及びリンク表示機能を利用していただくサービスです。

第3条（契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が第18条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が過去に不正利用等により本契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。

- (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第32条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 本契約は、当社が第1項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間成立するものとします。

第4条（ビジネスdアカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネスdアカウント規約（<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>）（以下「ビジネスdアカウント規約」といいます。）に基づきNTTドコモが発行したID及びパスワード（以下総称して「ビジネスdアカウント等」といいます。）が必要です。ビジネスdアカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネスdアカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者及び利用者がビジネスdアカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第5条（利用料金）

1. 本サービスの料金は、年額 39,600 円（初年度は 10%OFF）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、本契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。
2. ストレージ容量 1GB 追加オプションの料金は、月額 1,100 円（初回ご購入時のみ初月無料）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、月末締め翌月請求とします。
3. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
4. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
5. 当社は、特段の定めがある場合を除き、本契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
6. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。
7. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合が

あります。

第6条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、初年度の場合、翌年の前月末日までとなります（利用開始日が月途中の場合は、翌年の利用開始月の前月末日までとします。例：8月15日から翌年7月31日まで）。
2. 翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第12条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。
3. ストレージ容量1GB追加オプション（以下、「本オプション」という。）は、初月の契約期間は当月末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。ただし、本オプションの契約期間内に第12条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。なお、契約者が本サービスを解約した場合、本オプションの契約期間の終了日を待たず、解約月末に本サービスの利用及び課金が停止されます。（例：dX電子カタログ 2022年3月1日～2023年2月28日までの契約期間として2022年12月15日にdX電子カタログを解約した場合、本オプションは2022年12月31日に解約になります。）

第7条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第26条（通知）に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第8条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第3条（契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第18条（禁止事項）又は第27条（届出義務）に違反したとき。
 - (3) 第5条（利用料金）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
 - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) 契約者が、仮差押、差押、再生手続、破産、会社更生等の申立をし、またはこれを受けたとき。
 - (7) 契約者が日本及び他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、若しくは過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき。
 - (8) 契約者がビジネスdアカウントを解除したとき。
 - (9) その他本規約等に違反したとき。
 - (10) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第13条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第9条（サービスの利用制限）

1. 契約者は、自らまたは利用者をして、本サービスを利用して以下の情報を配信してはな

りません。

- (1) わいせつ、賭博、暴力等、公序良俗に反する情報及びそのおそれのある情報。
 - (2) 犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報。
 - (3) 不公正な競争となる情報及びそのおそれのある情報。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する情報及びそのおそれのある情報。
 - (5) 他人のプライバシー等を侵害する情報及びそのおそれのある情報。
 - (6) 他人の名誉、信用を毀損し、または誹謗中傷する情報及びそのおそれのある情報。
 - (7) 性別、民族、人種等による差別を助長する情報及びそのおそれのある情報。
 - (8) 有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報。
 - (9) ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及びそのおそれのある情報。
 - (10) 本サービスの運営、当社の営業を妨げる情報及びそのおそれのある情報。
 - (11) 法令に違反する情報、またはそのおそれのある情報。
 - (12) 第三者から配信を請け負った情報。(当社の許可を得た場合を除く。)
 - (13) その他、当社が不適切と判断する情報。
2. 当社は、前項の定め違反のおそれのある場合、その他当社の本サービスの適切な運用を阻害するおそれがあると当社が判断する場合は、契約者の配信した情報及び配信する予定の情報を閲覧することができるものとします。
 3. 当社は、契約者がデータ転送容量の上限値を超える、あるいはデータの保管容量を超過した際、契約者に対し事前に通知を行う事で改善を促すことができます。

第10条 (サービスの廃止)

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第26条(通知)に定める方法により通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第11条 (サポート範囲)

本サービスが提供するサポート範囲は、下記「サポート対象範囲」の各項目に該当する内容とし、問題の解決に向け、可能な限り善処するものとします。ただし、下記「サポート対象外」に記載の各項目に該当する内容については、本サービスの提供するサポート対象外とします。

■サポート対象範囲

- dX 電子カタログの技術的な質問全般
- デジタルブック変換及びオーサリングツールの各機能に関するお問い合わせ
- 配信サービス及びアクセスログ解析の機能に関するお問い合わせ
- ローカル環境及びオンライン環境下における成果物の再生に関するお問い合わせ

■サポート対象外

- dX 電子カタログの基本機能以外のお問い合わせ
- Xcode の使用方法及びビルドエラーの原因調査、デバック等のお問い合わせ
- ソフトウェアの設計やデータベース、パフォーマンス・データの分析やチューニング
- 他社で提供されているサービス、ソフトウェアの操作方法やサービスの詳細

第 1 2 条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。その場合において、解除の効力発生前に発生した契約者の債務は、本契約の解除後もその債務の履行があるまで消滅しません。また、契約者から既に支払済みとなった料金等については、当社は払い戻しをしないものとします。

第 1 3 条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日 1 か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第 8 条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 第 1 8 条（禁止事項）に違反したとき。
 - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第 3 条（契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的

関係があると当社が判断したとき。

- (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
 - (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者はその利用に係わる当社に対する一切の債務につき期限の利益を喪失し、残存債務を直ちに全額当社に支払うものとし、既に支払った利用料金については一切の払戻しを受けることができません。また、かかる場合、契約者は残存契約期間についての月額費用相当額を直ちに当社に支払うものとします。
 4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第14条（データの取扱い）

1. 契約者は、ビジネス d アカウント等の管理、使用について責任を持って管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、売買、開示、質入れなどすることはできません。
2. 契約者は、ビジネス d アカウント等の管理不十分又は第三者の不正使用等に起因するすべての損害につき責任を持つものとします。
3. 契約者は、ビジネス d アカウント等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
4. 契約者は自己のデータ領域内でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が為したか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
5. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
6. 契約者は、自己のデータ領域内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に何らかの被害、または何らの損害等も与えないこととします。
7. データが本規約第18条（禁止事項）、若しくはそれに準ずる行為と当社が判断したときは、当社は契約者の承諾なく当社のサーバー内の該当するデータの全部または一部を削除することができるものとします。
8. 契約者に犯罪の被疑事実があり、裁判官の発する令状により、データが特定され開示するよう求められた場合に、当社は契約者の承諾なく当該データの全部または一部を開示することができるものとします。

第15条（データの保管及び消去、管理）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集、生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できる生成等データの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送された生成等データが滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
5. 当社は、生成等データの著作権法上の権利について保護する義務を負わないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。
7. 契約期間満了し配信停止している場合、利用容量の保守・メンテナンスのために、データ領域に蓄積されている契約者のテキストもしくは画像、マルチメディアを含むすべてのデータを当社の定める周期で削除するものとします。
8. 契約者は、本サービスを使用して、アップロードまたはダウンロードする情報について、本サービス用設備の故障によるデータの消失を防止するための措置をとるものとします。
9. 当社は本サービスのデータ領域に蓄積されているアクセス解析用のログデータを直近2年間分保有するものとし、それ以前のログデータは当社が定める周期で削除することができるものとする。
10. 本サービスの契約終了後、当社は契約者の生成等データを消去するものとします。

第16条（当社による編集・出版）

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

第17条（知的財産権）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本規約等への同意は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを使用することができるものとしします。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとしします。
3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとしします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 当社の知的財産権において契約者は、本サービスに関連するすべての権利、所有権、及び利益が当社及び当社委託先に帰属し、当社及び当社委託先の権利が国内及び他国の知的財産権法によって保護されていることを認めるものとしします。これに基づき、契約者は本サービス及びそのデータをコピー、転載、改変及び変更しないことに同意するものとしします。
5. 本サービス上で契約者が作成したコンテンツの著作権は作成した契約者に帰属します。
6. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとしします。

第18条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとしします。
 - (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (5) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (6) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある

行為

- (8) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
 - (9) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 17 条（知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
 - (10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
 - (11) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
 - (12) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (13) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
 - (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (15) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (16) その他当社が不適切と判断する行為
2. 利用者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
3. 当社は、利用者の本条に規定する義務違反により利用者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第 19 条（契約者の義務）

契約者は本サービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 契約者は、ビジネス d アカウント等の管理についてその責任を持ち、その利用により発生した一切の債務について自己の責任において負担するものとします。
- (2) パスワードの喪失、盗難の場合には、速やかに当社に報告するものとし、第三者の行為によって起因する全ての損害は、契約者が負担するものとします。
- (3) ビジネス d アカウント等が第三者によって不正に使用されたことを発見した場合は速やかに当社にその旨の連絡をいただくものとします。

第 20 条（非保証）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。
2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第22条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用ができない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して48時間以上本サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用ができない状態を当社が知った時刻から、そのサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下切捨）に1か月分の利用料金相当額（年額を12で除した額及びストレージ容量1GB追加オプションを契約している場合はその額を加算したもの）の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差引きます。但し、契約者は、当該請求を為し得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。なお、本項の定めは、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合を除くものとします。
2. 前項の定めにおいて応答（レスポンス）速度の遅いことは、利用ができない状態に該当せず、当社は、応答速度の遅さに対して一切責任を負いません
3. 当社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責めを負わないものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
5. 当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

6. 契約者は、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社を一切免責し補償するものとし、
7. 当社はいかなる場合にも以下の損害についての責任を負わないものとし、
 - (1) 特別な事情により生じた損害
 - (2) 逸失利益
 - (3) 契約者の情報等の損失により生じた損害
 - (4) 第三者からの請求により生じた損害
 - (5) 契約者の過失により生じた損害
 - (6) 契約者の責任により導入する関連機器に起因して生じた損害

第23条（通信事業者及び接続業者）

契約者は、本サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は、通信事業者若しくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。

第24条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

第25条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する必要があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第22条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとし、
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第26条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとし、

- (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
 3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第 27 条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第 1 項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第 28 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第29条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第30条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第31条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第28条（個人情報の取り扱い）、第7条（本サービスの提供中断等）、第8条（本サービスの提供停止等）、第22条（責任の制限）、第17条（知的財産権）、第34条（権利譲渡）、第35条（合意管轄）及び第36条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的

に關与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第33条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第34条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第35条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第37条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

（実施期日）

1. この利用規約は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2. NTT ドコモが次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、本規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧利用規約（NTT ドコモ）	新利用規約（当社）
dX 電子カタログ利用規約	dX 電子カタログ利用規約

3. 本規約実施前に、お客様が NTT ドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和6年4月16日 CAS 3サ 000400000747-04号）

(実施期日)

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。